

## 上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

### 手数料など諸費用について

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「委託手数料一覧」に記載の売買手数料をいただきます。
- 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### 上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※3)）といひます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

### 上場有価証券等の売買等は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 上場有価証券等の売買等は、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

## 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場または外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎまたは代理
- 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- 上場有価証券等の売出し
- 上記のほか、売買等の媒介、取次ぎ又は代理

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みません。

※4 本書面上の各有価証券には、外国または外国の者の発行する証券または証書で同様の性質を有するものを含みます。

### ○その他留意事項

- 外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) でご確認いただけます。

## 当社の概要

商号等	キャピタル・パートナーズ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第62号
所在地	＜本社・本店＞ 〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目13番7号 四国ビルディング
加入協会	日本証券業協会 / 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC*）
資本金	1,000百万円（2014年8月29日現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	1999年12月27日
連絡先	03-3518-9300 またはお取引のある支店にご連絡ください。

## 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目13番7号 四国ビルディング

電話番号：03-4543-1131（投資相談室）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

### **金融 ADR 制度のご案内**

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC\*）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

※ FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

## 委託手数料一覧（2015年9月1日現在）

○お支払いいただく手数料（別途消費税がかかります）は、端数処理の関係により、本一覧の手数料率に基づく計算結果より少なくなる場合があります。

○国内上場株式委託手数料、外国上場株式国内取次手数料の算出では、円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。また、約定代金の算出には、一口注文<sup>(※)</sup>が適用されます。

※一口注文…約定日、銘柄、取引種類（現物・信用の別等）、売買区分（売り・買いの別）が同一の注文は、発注及び約定が複数に分かれている場合でも、約定代金を合算して手数料を算出します。

## 【国内上場株式委託手数料一覧】

約定代金	委託手数料率（別途消費税がかかります）
最低手数料	3,000円
100万円以下	約定代金の 0.8500%
100万円超 ～ 500万円以下	約定代金の 0.7500%
500万円超 ～ 1,000万円以下	約定代金の 0.6500%
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	約定代金の 0.5500%
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	約定代金の 0.4500%
5,000万円超	約定代金の 0.2000%+125,000円

新株予約権付社債券につきましては、上記国内株式委託手数料率を適用いたします。（別途消費税がかかります）

また、端株取引の手数料につきましては一律 2,000円といたします。（別途消費税がかかります）

## 【外国上場株式国内取次手数料】

現地約定代金<sup>(※)</sup>に対して一律 1.00%（別途消費税がかかります）  
最低手数料：5,000円（別途消費税がかかります）

※現地約定代金…現地約定代金は、買付の場合は現地約定金額（約定単価×数量）に現地諸費用を加算した額、また売却の場合は現地諸費用を減算した額に、弊社適用為替レートを乗じて算出した額

なお、売却注文において、現地約定代金が上記最低手数料に満たない場合には、現地約定代金に 50% を乗じて得た金額を手数料として頂戴いたします。

（ご注意ください）

外国株式の外国取引にあたっては、上記の国内取次手数料のほかに、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金（現地諸費用）がかかります。現地約定代金は、買付の場合は現地約定金額（約定単価×数量）に現地諸費用を加算した額、また売却の場合は現地諸費用を減算した額に、弊社適用為替レートを乗じて算出した額となります。国内取次手数料は、この現地約定代金に対してがかかります。

現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地の制度、情勢等に応じて決定されますので、当書面にその金額等をあらかじめ記載できません。お手数をおかけいたしますがお取引いただく前に担当営業員までご確認ください。

（注）消費税率は、2019年10月1日以降 10%（現行 8%）となる予定です。